

阿賀野市老人医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月7日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市規則第33号

阿賀野市老人医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

阿賀野市老人医療費助成に関する条例施行規則（平成16年阿賀野市規則第83号）の一部を次のように改正する。

第2号様式中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第4号様式中「書類」の次に「を」を加える。

第8号様式中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市老人医療費助成に関する条例施行規則の規定は、令和7年6月1日から適用する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に交付されている受給者証は、その有効期間が終了するまでの間、改正後の第2号様式による受給者証とみなす。

3 この規則の施行の際、現に交付された改正前の第8号様式は、当分の間、これを使用することができるものとする。